町民の声への回答

タイトル:公共施設の無償貸付及び改修等について

【回答】

空き施設等の民間企業への貸付につきましては、原則として有償とし、増改築等の改修 経費については施設利用者が負担することと考えていますが、施策的な案件や公益性のあ る場合については、個別事案に応じ対応を決定していくこととしています。

今回上程の議案につきましては、町の総合戦略の重点取組事項である八頭イノベーション・バレーの創設(空き施設を活用したサテライトオフィス等の企業誘致による新たな雇用の場の創設)を実現するものであることから、施設整備を町が行うこととしています。

また、継続的な事業運営を行うために、町営ではなく入居予定企業等が出資する民間事業者が運営を行うこととし、当初の運営を支援するため、無償貸付としています。

将来的には、良好な経営により有償貸付となっていくことが望ましいことから、更新の際は、その点も含め検討することを貸付の要件とすることとしています。